

労働保険の保険料の徴収等に関する法
律の規定に基づき雇用保険率を変更す
る告示案要綱

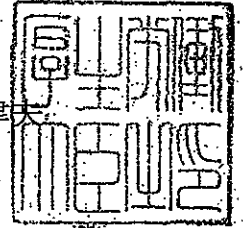
厚生労働省発職 0201 第 3 号

平成 23 年 2 月 1 日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を
変更する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案要綱

平成二十三年四月一日から一年間、雇用保険率を千分の十五・五（農林水産業及び清酒製造業については千分の十七・五、建設業については千分の十八・五）とするものとすること。